

上 萩 中 央 町 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、上萩中央町会と称する。

第 2 条 本会は、上萩 1 丁目および上萩 2 丁目の一部に居住もしくは店舗、
事務所を有し、本会の趣旨に賛同する者によって組織する。

第 3 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第 2 章 目 的

第 4 条 本会は、町会の自主性の確立をはかり、会員相互の親睦および連絡
を密にし、共同の福祉増進に寄与すると共に、災害時における相互秩
序の組織を固め、もって地域社会の発展を期することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修会、親睦会の開催。
- (2) 官公庁その他の各種団体と連携し、目的達成に協力すること。
- (3) 防災、防犯、防火に関すること。
- (4) 敬老福祉の事業。
- (5) 交通安全、青少年育成に関する事業。

- (6) 保健衛生、環境美化に関する事業。
- (7) 日本赤十字への奉仕。
- (8) 街路灯の設置ならびに維持管理に関すること。
- (9) 慶弔に関すること。
- (10) その他、本会において適当と認める事項。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
会 計	2 名
監 事	2 名
常任幹事、幹事	若干名

第 7 条 各役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総括し、各会議の議長を務めること。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 常任幹事および幹事は、会長の指名により地域を担当し、会務の運行にあたる。
- (4) 会計は会費を徴収し、経理、財務の事務を担当する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

第 8 条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。

役員会において推薦し、総会の承認を得て会長が、これを委嘱する。

顧問および相談役は、諸種の会合に出席し、会長の諮問に応じ、また意見を述べることができる。

第 9 条 会長は、総会において選出する。

副会長、会計、監事、常任幹事は、会長が役員会にはかり選任する。

役員の任期は2ヶ年とする。ただし、重任は妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 10 条 本会に婦人部を置く。

(1) 本会の婦人部は、対外的には「上荻中央町会婦人部」と称する。

(2) 婦人部は、第5条の事業目的を達成するため、本会与密接な関連をもって活動にあたる。ただし、婦人部は自主性をもって組織し、運営活動を行うことができる。

第 5 章 会 議

第 11 条 本会の会議は、下記の通りおこなう。

(1) 定時総会 会計年度終了後3ヶ月以内とする。

(2) 臨時総会 会長が必要と認めた場合は、役員の承諾を得て開くことができる。

- (3) 役員会 会長が必要と認めた場合は、常任幹事会を開いてことを処するものとする。

第12条 会議は、出席者の過半数により決する。賛否同数の場合は議長が決める。

第13条 下記の事項は必ず役員に付議し、総会に報告または提案して承認を求める。

- (1) 会計ならびに会務の報告。
- (2) 事業計画。
- (3) 会則の変更。
- (4) その他の重要事項。

第6章 経 理

第14条 本会の経費は、会費とその他の収入をもって充当する。

第15条 会費は月額で個人会員（1所帯）は金200円、個人商店（小規模店）は金300円を拠出するものとし、徴収方法は役員会で決する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

第17条 本会則に基づく細則は、常任役員会を経て、これを定めることができる。

付 則

第 18 条 慶弔の規定。

会員およびその配偶者が死亡した場合、慰霊金として金 5, 000 円を贈る。

第 19 条 火災、水害などの不測の事故についての見舞金は、臨時役員会にて決定する。

第 20 条 (1) 本会則は、昭和 50 年 6 月 28 日より施行する。

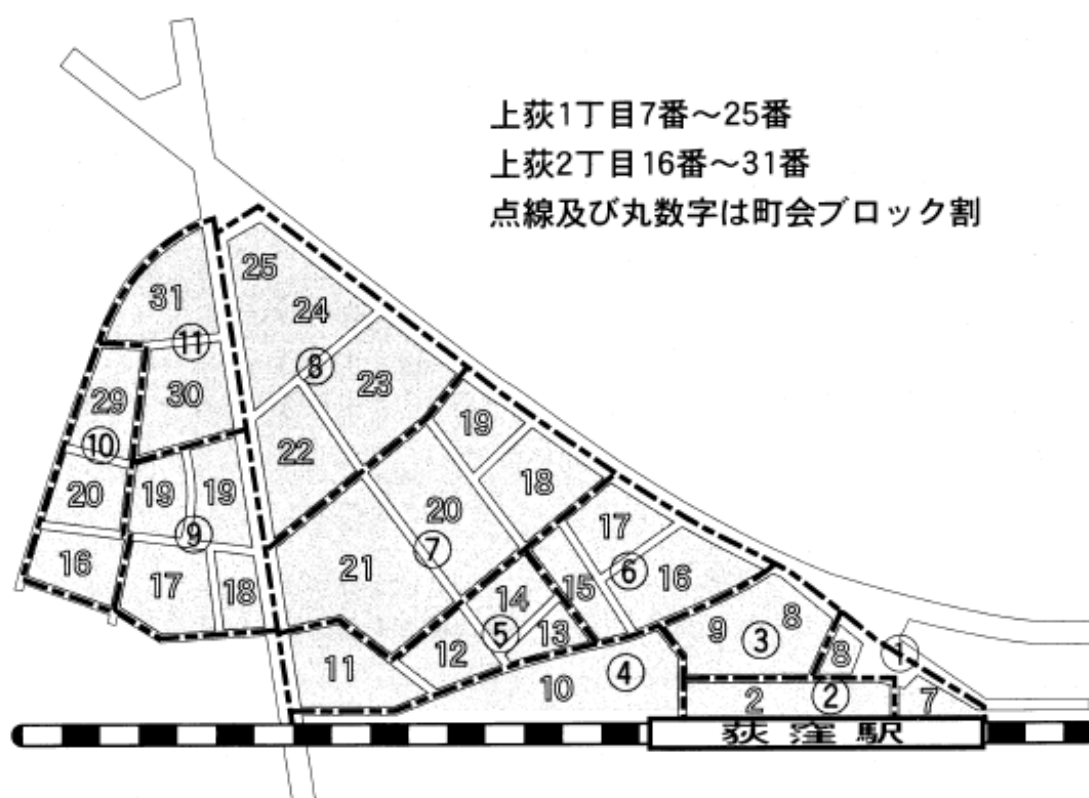
(2) この会則は、一部を改定し、平成 10 年 6 月 24 日、定時総会の承認を得て実施する。

(3) この会則は、一部を改定し、平成 11 年 6 月 23 日、定時総会の承認を得て実施する。

(4) この会則は、一部を改定し、令和 5 年 5 月 23 日、定時総会の承認を得て実施する。

以 上

上萩中央町会 地域図



上荻中央町会 掲示板

